

災害等における海上輸送体制の支援協力に関する協定書

鶴岡市長（以下「甲」という。）と国土交通省東北地方整備局酒田港湾事務所長（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害等」という。）に市民生活の早期安定を図るため、海上輸送による救援物資や人員輸送等に関する支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等において、甲及び乙が必要とする災害対応支援の協力等について定め、みなとを活用した適切な災害対処に資することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、鶴岡市域において災害等が発生し、次に掲げる海上輸送支援が必要となる場合は、乙に対し災害対応支援の協力要請（以下「協力要請」という。）をすることができる。

- (1) 災害等の発生時における物資の海上輸送に関すること
- (2) 災害等の発生時における人員の海上輸送に関すること
- (3) その他、甲と乙が協議の上、必要と認められた事項

（要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 協力要請を行った者の職氏名
- (2) 協力要請をする事由
- (3) 協力要請の内容
- (4) その他の必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、可能な範囲で協力体制を整え、災害対応支援に協力するものとする。なお、甲からの要請はないが、特に緊急を要し協力要請を待ついとまがないと認められる場合においては、この協定書の規定にかかわらず、乙の判断により協力することができるものとする。

（物資等の受渡し場所）

第5条 甲及び乙は、人員の輸送場所、物資等の受渡し場所について、必要の都度協議するものとする。

（支援体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害等における円滑な協力が図られるよう、応援体制及び情報伝達体制等を整備することとし、必要の都度更新を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（費用負担）

第8条 第2条の協力の要請に基づく現地活動に係る燃料費等の費用負担については、甲が負担することを原則とし、支援に要する負担額は、災害発生直前における適正料金を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。ただし、法令に基づき国が負担する場合又は甲乙の協議により合意が得られた場合は、この限りではない。

（費用の支払い）

第9条 甲は、前条の費用について乙からの請求があったときは、その内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

（訓練等への参加）

第10条 甲及び乙は、協力要請に基づく現地活動が円滑に行われるよう、訓練等を定期的に実施するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。なお、有効期間満了1か月前までに、甲又は乙のいずれからも変更する意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間有効期間を延長するものとするが、甲乙共に新年度の支援体制等の更新を実施する。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自がその1通を保有する。

令和8年7月16日

甲 山形県鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市長

佐藤 聡

乙 山形県酒田市光ヶ丘5丁目20番17号

国土交通省 東北地方整備局
酒田港湾事務所長

谷上 正晃